

部活動の手引き

(橿形中学校 部活動ガイドライン)

I 部活動運営に関する基本的考え

1 部活動のねらい

- ・学級や学年の枠を越えて、スポーツや文化活動に共通の興味と関心を持つ同好の生徒によって、主体的な活動と運営を行うことで、豊かな人間性の育成を図る。
- ・自己の能力に応じた技能や記録の向上を目指して活動を行い、主体的、意欲的な生活態度を養う。
- ・生徒一人一人の目標と課題を尊重し、仲間と協力し合い、スポーツや文化活動の喜びや楽しさを味わい、豊かな学校生活を経験させる。
- ・それぞれのスポーツ文化を学び、その種目について理解し、自信を持たせる。
- ・一人一人の個性を生かしながら、リーダーを育成し、自主的、意欲的に活動できる生徒を育成する。
- ・地域の教育力を生かし、開かれた部活動運営に努める。
- ・活力があり、充実した部活動運営に留意する。

2 部活動の目標

- ・学級や学年の枠を越えて、スポーツや文化活動に共通の興味関心を持つ生徒が集まって、集団における礼儀やマナーを身につけながら、自主的、自発的な活動と運営を行うことで豊かな人間性を養う。
- ・技能や記録の向上を目指し主体的に活動することにより、規則正しく意欲的な生活態度を身につける。
- ・生徒一人一人の目標と課題を尊重し、仲間と協力し、切磋琢磨しあう中で、責任感や連帯感を養い、活力があり充実した学校生活をつくる。

3 主体的な部活動運営を目指す

- ・顧問は、専門技術の研鑽に心掛けるとともに、学校の教育活動の一環として、主体的な生徒の育成を目指して部活動運営を行う。
- ・年間計画、月計画を立て、中長期の目標を設定し、課題を持って活動に参加できるように考える。
- ・日々の活動に生徒の声を生かし、共に作る部活動を目指す。
- ・始めのミーティング、終わりのミーティングを充実させて、生徒個々が課題を持って主体的に活動ができるように工夫する。
- ・各部ごとに個人記録カードや練習日誌の活用と点検指導を行い、生徒の目的意識と課題を把握し支援に生かす。
- ・各部の部長は「部活動日誌」を書く事が望ましい。これを活用して、自主運営の助けとする。
- ・体育部部长・文化部部长のそれぞれのリーダーは、体育局長・文化局長として生徒会中央委員に所属し活動する。

4 部活動顧問会

部活動顧問会を置き、生徒の主体的な活動を促し、「生きる力」をはぐくむ部活動を目指して、活動を行うとともに、連絡調整を行う。

5 入門期・転部・卒業期の在り方

- ・部活動に対して、生徒は、それぞれの期待を持って集まってくる。新入生が十分な余裕を持って部活動選択が出来、入部した部で自主的な参加が出来るように、入門期における部活動選択の余地と、生徒も参加する部活動運営を心がける。
- ・生徒の趣向は変化する。転退休部等については、悩みからの逃避なのか、趣向の変化なのか、カウンセリングの気持ちで接して、生徒の全人格的な発達を援助する姿勢を持ちたい。
- ・3年生は、支部・県の総合体育大会や、関東全国大会が終わると、部活動を引退する。部活動をがんばったことへの暖かい励ましや、引退後の下級生への指導や、高校進学後も続ける意志を持った生徒の活動を支援する余地を活動の中に持ちたい。部活動をやり遂げた満足感や充実感を持って、将来もスポーツや文化活動を続けたいと思うような気持ちで卒業できるように運営を心がけたい。

6 健康安全について

- ・計画段階で生徒の加重負担にならないように適切に休養日を設けるなどの配慮をする。
- ・健康安全には留意し、運動後の処置を指導する。
- ・活動中の水分補給や体調の変化に常に気を配り、生徒の実態に即した運動強度に配慮する。
- ・スポーツ障害への留意を怠らないで、ウォーミングアップ、クーリングダウン等の実施を心掛ける。
- ・原則として顧問教師や監督教師のいない時の活動は行わない。
- ・休日・休業日の登下校や、校外活動の時の交通安全に留意すること。
- ・「安全点検表」等を活用し、活動場所の安全点検に気を配る。
- ・生徒の日々の活動を通して、人間関係や技能、記録等の悩み、学校生活における悩み等心の健康に留意する。
- ・部活動の練習会・練習試合・公式試合等で、自転車を使用して移動する場合、ヘルメットを全員に着用させ、安全指導を行うと共に自家用車等を使ってできるだけ同行するようにする。

7 保護者との連携

- ・部活動だより等の発行や、連絡を密にして、保護者との連携を図るよう心掛ける。
- ・保護者会の設置は、各部活動の状況で決めてよいが、学校長の承認を得ること。
- ・保護者会は、保護者と学校の連携を図ることを第一義として、保護者に過重負担のかからないよう留意する。
- ・保護者会に移送をお願いするときには、無理のかからないよう余裕を持ち、保険に加入しておくこと。

8 外部指導者

- ・外部指導者には、地域・学校・生徒に理解が得られる方を選び、活動内容や練習方法練習日時等について、十分な話し合いを持つこと。
- ・外部指導者を依頼する部は、学校長に許可を受けるとともに、全教師や生徒にも知らせる。
- ・県の補助金制度を活用できるように、なるべく4月初旬に登録する。

II 活動の決まり

1 本校の部活動形態について

- ・原則として、部活動に入部し、スポーツや文化活動を積極的に行う。
- ・ただし、シニア、スポーツ少年団、クラブチームの活動や、ピアノ、習字等の文化活動も部活動相当と認める。
- ・退部、転部等については、顧問、担任や保護者とよく相談し、部活動にかかわる放課後の活動がもてるようにする。

[内 規]

- ・1年生は全員入部を目指す。
- ・競技志向、楽しみ志向の共存を図る。
- ・退部等の生徒については、放課後の活動に部活動に変わるものを持てるように指導する。
- ・部活動に入らない生徒の放課後の行動は保護者とよく確認し保護者に掌握をお願いする。

2 部の設置

(1) 部活動名

	常 設 部		特設部
集 団 種 目	野球部	ソフトボール部(女子)	
	サッカー部	* 駅伝部(季節部)	
	男子バスケットボール部	女子バスケットボール部	
	男子バレーボール部	女子バレーボール部	
個 人 種 目	男子ソフトテニス部	女子ソフトテニス部	空手部 水泳部
	陸上競技部		テニス部
	弓道部	剣道部	器械体操
	男子卓球部	女子卓球部	(柔道部) (新体操部)

文 化 部	コンピュータ部 吹奏楽部 家庭科部	美術部 読書文芸部	
-------------	-------------------------	--------------	--

(2) 設置、廃部について

- ・男女別のない部活動は、男女共同活動とする。
- ・「常設部」「季節部」「特設部」の設置については、生徒の希望状況を考慮して、4月の会議で当年度の設定を決める。なお、県小中体連への登録を行い、生徒総会でも追加承認をとる。
- ・新設の部活動は、生徒が5人以上いること。1年で終わらない継続性を持つこと。顧問と活動場所の確保ができること等を考慮して決定する。
- ・「特設部」では、状況に応じて担当を決める。主に、生徒の学年教師が担当する。
- ・生徒はできる限り常設部に入り日常活動を行うが、生徒個々の趣向と特技を生かして、常設部に入ったまま特設部に入部することができる。また、その活動が出来るように配慮する。

3 入退部登録

(1) 新入生の入部手順と手続き

- ・教務主任、生徒会顧問、部活担当で入部届提出日を決定する。
- ・入学後、新入生刈エントーションや担任により説明を行い、生徒会主催「新入生歓迎会」において、各部活動の紹介を行う。
- ・入部届提出日までは、部活動見学体験期間とし、部活動を自由に見学したり、体験したりする。
*全部活動を見学することを勧める。
- ・4月中旬「新入生部活動予備調査」を行い、新入生の傾向を把握しておき、入部指導の資料とする。
- ・「部活動入部届け」を期日に担任に提出し、部集会に参加して部員名簿を作成し入部を承認する。

(2) 在校生の入部届・転退部手続き

- ・4月上旬、部活担当の決めた期日までに担任に「部活動入部届け」を提出する。
- ・転部の希望がある場合は、本人、保護者、担任、旧顧問、新顧問等が相談し、「部活動転部届け」を提出する。(2, 3年生の転部は、年度内は原則として認めない。)

(3) 退部手続き

退部の希望がある場合は、本人、保護者、担任、旧顧問、新顧問等が相談し、「部活動退部届け」を提出する。担任は、生徒の放課後の過ごし方について保護者と十分に話し合っておく。

4 活動日(含:休日の活動)

《週優先日》

月曜日:ふれあいの日・諸会議優先日

火曜日:部活動優先日

水曜日:部活動優先日

木曜日:学級学年・委員会優先日

(委員会、執行部の活動など、朝の打ち合わせでだして、できるだけ、木曜日の優先日に行く。)

金曜日:部活動優先日

- ・ふれあいの日や会議日は原則として活動しない。
- ・週優先日を設け、生徒がさまざまな活動にスムーズに取り組めるようにする。
- ・土日の活動は原則としてどちらか一日とし、祝祭日も含め地域や家庭での活動に配慮する。
- ・教科サークル、問題別サークルの日は原則として実施しない。

《顧問連携》

- ・顧問のつけない時には原則として活動しない。ただし、近くの部の顧問に指導を依頼出来るときには、安全に配慮した練習メニューで活動できる。
- ・各部ごとの連携を円滑にできるように、教員は、普段から自分の部活動生徒ばかりでなく、他の部活動の生徒とも関わりをもっておくことが望ましい。
*屋体部連携=バスケットボール部男女、卓球部男女、バレーボール部男女
*市体部連携=バレーボール部男女、卓球部男女、バスケットボール部男女
*グラウンド連携=陸上部、サッカー部、野球部、ソフトボール部、ソフトテニス部男女
*武道館連携=弓道部、剣道部

5 活動時間帯

- ・放課後の活動については、通常、週時程表のとおり実施する。
- ・特別の場合を除いて、学活終了後5分以内に部活動が開始できるようにする。
- ・延長については、支部総体2週間前、その他の各種大会（含県大会）1週間前は、申請により30分の延長を認める。
- ・朝の自主練習については、7：30から8：05までとする。（鍵の貸し出しは7：20）但し、合唱等クラスの活動がある場合はクラスの活動を8：00からとし、その時間に間に合うように練習を終える。部活動停止期間は行わない。

6 大会参加について

- ・大会の引率については、顧問が引率責任者となる。
- ・教育内3大会（選手権、総体、新人大会）以外の大会（協会主催大会等）については、学校長の承認を得て参加するものとする。

7 部活動停止・休養期間

- ・中間テスト前3日間
- ・期末テスト前5日間
- ・学園祭の週の月曜日から学園祭2日目まで（2週間前から学園祭優先とする）
- ・定期テスト前や、学園祭前の生徒の加重負担に配慮する。
- ・上記活動停止期間中でも、大会等で必要と認められたとき、特別に時間を区切って活動を許可することがある。

8 長期休業中の部活動

- ・長期休業中の活動は、家庭や地域の活動を優先し、できるだけ地域活動へ参加できるように配慮する。
- ・冬季休業、学年末休業は、下記夏休み休業日の規定に準ずる。

《夏休み》

- 1 活動日数は14日位を目安にする。
- 2 但し、県・関東・全国大会等の出場権を得た場合は、学校長の許可を得て別に考えるが、生徒の過重負担にならないように配慮する。
- 3 練習時間は午前8時30分～11時30分、午後1時30分～4時30分を目安に、原則として同一部活動の練習は半日とする。特別の場合は学校長の許可を得る。
- 4 活動状況等を顧問はしっかり把握する。部長は部活動日誌に記入することが望ましい。
- 5 トイレは体育館のみを使用する。（文化部は中を使用するが状況に応じて清掃を行う）
- 6 更衣室は部室を使用し、教室等は使用しない。
- 7 自転車は自転車通学許可者のみとし、所定の自転車置き場に置く。
- 8 休業中の活動は、地域の行事に配慮しながら計画し柔軟に対応する。また、土日及びお盆期間（年末年始）はできるだけ家庭にかえすように配慮する。
- 9 活動中のケガ・事故については、それぞれの担当が処置をきちんとして、学校長をはじめとして、関係の教師に必ず連絡を取る。

9 活動を計画・実施するにあたっての確認事項

- ・毎月の活動については、その内容を特殊業務申請書により事前に申請し、学校長の承認を得る。（県外への活動は別に県外活動計画届けを提出する。）
- ・教育内大会でバス輸送が必要な場合は、教頭に計画を申請する。
- ・本校において練習試合等を行う場合は、事前に他の部との調整を行い学校長の許可を得る。
- ・顧問は、活動場所や部室の施設等の管理を責任持って行き、定期的に安全点検を実施し安全上問題があった場合には適切に対応し、清掃、整理整頓についても留意する。
- ・校外施設使用などの対外的な手続きは、顧問が責任持って行き、必要に応じて学校長の許可を得る。
- ・雨天時の活動については、顧問が責任を持って指導に当たり、安全に留意して活動内容と活動場所の設定を行い活動する。
- ・大会出場に関しては、小中体連の「生徒指導」の確認を守るように指導する。
- ・生徒の活動状況については、必要に応じて担任や保護者とも連携をとり、特に出席の少ない生徒や問

題行動のある生徒に対しては適切な指導を行う。

- ・ 休日の活動においても、原則として学校生活の決まりを守り活動を行う。また、弁当等のゴミは全て持ち帰り処理する。

10 怪我等の処置

《怪我の発生》

- ・ 部活動中に怪我事故等が発生した場合は、「災害発生時の処置」に準じて、保健室、保護者、担任、校長等に連絡し、応急処置をとる。
- ・ 生命に直接影響はないが、速やかに医師の治療を必要とする場合は、原則として校医とする（小池医院、近藤歯科、松崎耳鼻科、花輪眼科）家庭の希望で転院も可能である。
- ・ 顧問はできるだけ早く家庭に連絡を取り、かかりつけの医者を確認する。ない場合は「学校で〇〇病院につれて行くが、それでよいか」確認する。保護者に保険証持参のうえ、学校または医療機関に来ていただく。保護者付き添いのない場合は、治療後、家庭に送り、事故の様子・処置の結果を保護者に伝える。
- ・ 生徒の移送は、原則として、営業車（タクシー）を利用する。
- ・ 怪我をさせた生徒がいる場合は、状況をよく把握し、当該生徒を指導するとともに、双方の保護者へ直接連絡し、誤解の起こらないように留意する。
- ・ なお、部活動中の怪我事故は、学校管理下の出来事であることを承知しながら、保護者への対応にあたる。

《独立行政法人日本スポーツ振興センターについて》

- ・ 怪我をした本人が、保健室にある「日本スポーツ振興センター災害報告書」に記入する。
- ・ 顧問は学校、保健室への連絡が遅くならないように注意する。治療終了後や、期間が過ぎたものは給付対象にならない場合があるので注意する。
- ・ 保護者は医療機関から請求された医療費を一時支払い、その際、日本スポーツ振興センターに提出する書類を書いてもらい、学校に提出する。学校はそれにより、給付請求の手続きを行う。（月ごとに書類が必要）
- ・ 保護者は医療費を払うが、規約に応じて給付金が学期末等にまとめて還付される。適用は総額5000円以上の災害が対象となる。（自己負担1,500円以上の場合は適用）

・ 発行版	平成10年	4月	4日	施行
・ 改訂版	平成11年	4月	3日	施行
・ 改訂版	平成12年	4月	3日	施行
・ 改訂版	平成13年	4月	3日	施行
・ 改訂版	平成22年	4月	1日	施行
・ 改訂版	平成28年	4月	1日	施行

付記 部活動顧問会